


所管部課	福祉部 健康課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市母子保健法施行細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和2年度税制改正により、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子を有する単身者に対して「ひとり親控除」が適用され、従来の寡婦（寡夫）控除はひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組することとされた。</p> <p>これに伴い、未熟児養育医療給付事業における費用の負担額の決定について、未婚のひとり親に対する地方税法上の寡婦（寡夫）のみなし適用に関する規定を削除するため、東大和市母子保健法施行細則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表備考第7項及び第8項における、寡婦（寡夫）のみなし適用に関する規定を削除する。</li> <li>・附則第1項に、施行日及び令和3年7月以降の月分の費用徴収について適用する旨を加する。</li> <li>・附則第2項に、令和3年6月以前の月分の費用徴収については改正前の別表を適用する旨及び同表備考第7項中「地方税法」に係る内容を追加する。</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和3年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度税制改正に合った規則となり、適切な運用が図られる。</li> <li>・寡婦（寡夫）控除をみなし適用させる必要がなくなるため、手続きの簡略化及び職員の事務負担の軽減が見込まれる。</li> </ul>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。